

第5章 一般条項

（共済責任期間）

第1条 本組合の共済責任は、共済期間の初日の午後4時（注）に始まり、共済期間の末日の午後4時に終わります。

2. 前項の時刻は日本国の標準時とします。

3. 共済期間が始まった後でも、本組合は共済掛金領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、共済金を支払いません。

（注）自動車共済証書にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

（共済責任のおよぶ地域）

第2条 本組合は、自動車共済証書記載の自動車（以下「共済契約自動車」といいます。）が日本国内（日本国外における日本船舶内を含みます。）にある間に生じた事故による損害または傷害についてのみ共済金を支払います。

（告知義務）

第3条 共済契約者は、共済契約締結の際、共済契約申込書の記載事項のうち損害の発生の可能性に関する重要な事項について、本組合に事実を正確に告げなければなりません。

2. 本組合は、共済契約締結の際、共済契約者が故意または重大な過失によって、前項の事実について、知っている事実を告げなかった場合または不実のことを告げた場合は、この共済契約を解除することができます。

3. 前項の規定は次の場合には適用しません。

（1）共済契約者が共済契約申込書の記載事項につき書面をもって更正の通知をし、本組合がこれを承認した場合

（2）第1項の規定による解除の原因があることを知った時から、1か月を経過した場合または共済契約締結時から5年を経過した場合

（3）本組合が共済契約締結の際、前項に規定する事実を知っていた場合または過失によって前項の事実を知らなかった場合

4. 第2項の解除は将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、その解除が損害または傷害の発生した後になされた場合でも、本組合は共済金を支払いません。もし、すでに共済金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

5. 前項のただし書きの規定は、第1項に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。

（通知義務）

第4条 共済契約締結の後、次のいずれかに該当する事実が発生した場合には、共済契約者は遅滞なく書面をもって、その旨を本組合に通知しなければなりません。

（1）共済契約自動車を譲渡する場合

(2) 共済契約自動車を他の自動車に変更する場合

(3) 共済契約自動車の用途、車種または登録番号（車両番号を含みます。）または車台番号を変更する場合

(4) 前各号のほか共済契約申込書の記載事項に重要な変更を生ずべき事実が発生した場合

2. 前項の事実の発生によって危険の増加が生じ、共済契約者または被共済者が、故意もしくは重大な過失によって遅滞なく前項の通知をしなかった場合またはこの共済契約の引受範囲を超えることとなった場合は、本組合は、この共済契約を解除することができます。

3. 前項の規定は次の場合には適用しません。

(1) 第1項の通知を受け、本組合がこれを承認した場合。ただし、第1項の事実が生じた時から、その通知を承認するまでの間に生じた事故による損害または傷害については、共済金を支払いません。なお、すでに共済金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

(2) 第1項の規定による解除の原因があることを知った時から、1か月を経過した場合、または共済契約締結時から5年を経過した場合

4. 第2項の解除は将来に向かってのみその効力を生じます。ただし、その解除が損害の発生した後になされた場合でも、本組合は共済金を支払いません。なお、すでに共済金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

5. 第3項第1号のただし書および第4項のただし書規定は、第1項に規定する事実に基づかずに発生した事故による損害または傷害については適用しません。

(共済契約自動車の譲渡)

第5条 共済契約自動車が譲渡（所有権留保による買主または賃借による借主を共済契約者としている場合の共済契約自動車の返還を含みます。以下同様とします。）された場合であっても、この共済契約によって生ずる権利および義務は、譲受人に移転しません。ただし、共済契約者が書面をもって、この共済契約によって生ずる権利および義務を譲渡する旨を本組合に通知し、本組合がこれを承認した場合はこの限りではありません。

2. 本組合は、共済契約自動車が譲渡された後（前項ただし書により本組合が承認した場合を除きます。）に当該自動車について生じた事故の損害または傷害については、共済金を支払いません。

(共済契約自動車の入替)

第6条 共済契約自動車が廃車または譲渡された後、その代替として共済契約者が新たに自動車を保有した場合（以下「自動車の入替」といいます。）に、共済契約者が書面をもってその旨を本組合に通知し、新たに保有した自動車と共済契約自動車の入替の承認の請求を行い、本組合がこれを承認した場合は、新たに保有した自動車について、この共済契約を適用します。ただし、必要に応じて、共済金額を変更できるものとします。

2. 本組合は、自動車の入替があった後（前項の通知を受理した後を除きます。）に、前項にいう新たに保有した自動車について生じた事故の損害または傷害については、共済金を支払いません。

(共済契約の無効)

第7条 共済契約者が、共済金を不法に取得する目的または第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって締結した共済契約は無効とします。

(共済契約の取消)

第8条 共済契約締結の際、共済契約に関し、共済契約者および被共済者またはその代理人に詐欺の行為があった場合には、本組合は、この共済契約を取り消すことができます。

(共済契約の解除)

第9条 本組合は、第5条（共済契約自動車の譲渡）第1項または第6条（共済契約自動車の入替）第1項の規定により承認請求があった場合において、これを承認しなかった場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって共済契約を解除することができます。ただし、共済契約自動車が廃車、譲渡または返還された場合に限りです。

2. 本組合は、第12条（告知義務・通知義務等の場合の共済掛金の返戻または請求）第1項、第3項または第5項の追加共済掛金を請求する場合において、共済契約者が相当の期間内にこれを支払わない場合は、共済契約者に対する書面による通知をもって、共済契約を解除することができます。

3. 共済契約者は、本組合に対する書面による通知をもって、共済契約を解除することができます。

4. 第1項に基づく本組合の解除権は、その通知を受けた日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅します。

(重大事由による解除)

第10条 本組合は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、この共済契約を解除することができます。

- (1) 共済契約者または被共済者（法定相続人を含みます。この条項においては同様とします。）が、本組合にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として損害または傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと
- (2) 共済契約者または被共済者が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと
- (3) 共済契約者または被共済者（注1）が、次のいずれかに該当すること
 - (イ) 反社会的勢力（注2）に該当すると認められること
 - (ロ) 反社会的勢力（注2）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (ハ) 反社会的勢力（注2）を不当に利用していると認められること
- (ニ) 法人である場合において、反社会的勢力（注2）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- (ホ) その他反社会的勢力（注2）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (ヘ) (イ) から (ホ) までに掲げるもののほか、(1) から (3) までの事由がある場合と同程度に本組合の信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由があったこと

2. 前項の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、前項の事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害または傷害に対しては、本組合は、共済金を支払いません。この場合において、既に共済金を支払っていた場合は、本組合は、その返還を請求することができます。
3. 共済契約者または被共済者が、第1項第3号（イ）から（ホ）までのいずれかに該当することにより、この共済契約の解除がなされた場合には、前項の規定は、次の損害については適用しません。
- （1）賠償責任条項に基づき共済金を支払うべき損害（注3）
- （2）車両条項に基づき共済金を支払うべき損害のうち、第1項第3号（イ）から（ホ）までのいずれにも該当しない被共済者に生じた損害
4. 車両条項の被共済者が、第1項第3号（イ）から（ホ）までのいずれかに該当することにより、この共済契約の解除がなされた場合には、第2項の規定は、次の損害または傷害については適用しません。
- （1）前項第1号および第2号の損害（費用については（注3）に同じ）
- （2）自損補償条項、搭乗者傷害補償条項に基づき共済金を支払うべき損害または傷害のうち、第1項第3号（イ）から（ホ）までのいずれにも該当しない被共済者に生じた損害または傷害。ただし、その損害または傷害に対して支払う共済金を受け取るべき者が、第1項第3号（イ）から（ホ）までのいずれかに該当する場合には、その者の受け取るべき金額に限り、第2項の規定を適用するものとします。
- （注1）共済契約者または車両条項の被共済者に限ります。
- （注2）暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- （注3）賠償責任条項第8条（費用—対人・対物）に規定する費用のうち、第1項第3号（イ）から（ホ）までのいずれかに該当する被共済者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

（組合員資格喪失による失効）

- 第11条 共済契約者が定款に定める規定によって組合員資格を失った場合（注）は、この共済契約は失効するものとします。
2. 前項により共済契約が失効した場合には、本組合は、共済掛金を返戻しません。ただし、失効の前日までに解約の手続きをした場合は、第15条（共済契約解除の場合の共済掛金の返戻）の規定に従い共済掛金を返戻します。
- （注）自由脱退、自由脱退以外の脱退、除名等をいいます。

（告知義務・通知義務等の場合の共済掛金の返戻または請求）

- 第12条 本組合は、第3条（告知義務）第3項第1号または第4条（通知義務）第1項の事由によって共済掛金を変更する必要がある場合には、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき計算した共済掛金を返戻または請求します。
2. 前項の追加共済掛金を請求する場合において、共済契約者がその支払期日までにこれを支払わない場合は、本組合は追加共済掛金領収前に生じた損害または傷害については共済金を支払いません。

3. 本組合は、第5条（共済契約自動車の譲渡）第1項または第6条（共済契約自動車の入替）第1項の規定による承認をする場合において、共済掛金を変更する必要がある場合は、変更前の共済掛金と変更後の共済掛金との差に基づき計算した共済掛金を返戻もしくは請求します。
4. 前項の追加共済掛金を請求する場合において、共済契約者がその支払期日までにこれを支払わない場合は、本組合は追加共済掛金領収前に生じた損害または傷害については、共済金を支払いません。
5. 第1項および第3項のほか、共済契約締結後、共済契約者が書面をもって共済契約の条件の変更を本組合に通知し、承認の請求を行い、本組合がこれを承認する場合において、共済掛金を変更する必要がある場合は、本組合の定めるところにより計算した共済掛金を返戻または請求します。
6. 前項の規定により、追加共済掛金を請求する場合において、共済契約者がその支払期日までにこれを支払わない場合は、本組合は追加共済掛金領収前に生じた損害または傷害については、共済契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この自動車共済約款および被共済自動車について適用される特約に従い、共済金を支払います。

（無効の場合の共済掛金の返戻）

第13条 第7条（共済契約の無効）の規定により共済契約が無効となる場合には、本組合は、共済掛金を返戻しません。

（取消の場合の共済掛金の返戻）

第14条 第8条（共済契約の取消）の規定により、本組合が共済契約を取消した場合には、本組合は、共済掛金を返戻しません。

（共済契約解除の場合の共済掛金の返戻）

- 第15条 第3条（告知義務）第2項、第4条（通知義務）第2項または第9条（共済契約の解除）第2項の規定により本組合が共済契約を解除した場合は、本組合の定めるところにより計算した共済掛金を返戻します。ただし、既経過期間中に本組合が共済金を支払うべき損害または傷害が発生しなかった場合に限りします。
2. 第9条（共済契約の解除）第1項の規定により本組合が共済契約を解除した場合は、本組合の定めるところにより計算した共済掛金を返戻します。
 3. 第9条（共済契約の解除）第3項の規定により共済契約者が共済契約を解除した場合は、本組合は、領収した共済掛金から既経過期間に対して、別表の短期掛金率によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を返戻します。ただし本組合が、その解除を特別の理由によるものと認めた場合は、日割によって計算した共済掛金を返戻します。

（重大事由解除の場合の共済掛金の返戻）

第16条 第10条（重大事由による解除）の規定により本組合が共済契約を解除した場合は、本組合の定めるところにより計算した共済掛金を返戻します。ただし、既経過期間中に本組合が共済金を支払うべき損害または傷害が発生しなかった場合に限りします。

(失効の場合の共済掛金の返戻)

第17条 第11条（組合員資格喪失による失効）により共済契約が失効した場合には、本組合は、共済掛金を返戻しません。ただし、失効の前日までに解約の手続きをした場合は、第15条（共済契約解除の場合の共済掛金の返戻）第3項の規定に従い共済掛金を返戻します。

(事故発生時の義務)

第18条 事故が発生した場合は、共済契約者または被共済者は次のことを履行しなければなりません。

- (1) 損害の防止軽減に努め、運転者その他の者に対しても、これに努めさせること。
- (2) 次の事項を遅滞なく、書面で本組合に通知すること。
 - (イ) 事故発生の日時、場所、事故の状況、損害の程度、被害者の住所、氏名または名称
 - (ロ) 上記の事項につき証人となる者がある場合は、その者の住所、氏名または名称
 - (ハ) 損害賠償の請求を受けた場合はその内容
- (3) 共済契約自動車が盗難にあった場合には遅滞なく警察に届けると共に、本組合に通知すること。
- (4) 共済契約自動車を修理する場合には、あらかじめ本組合の承認を得ること。ただし、応急の仮手当については、この限りではありません。
- (5) 他人に損害賠償の請求（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。以下同様とします。）をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- (6) あらかじめ本組合の承認を得ないで損害賠償責任の全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置については、この限りではありません。
- (7) 損害賠償についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく本組合に通知すること。
- (8) 本組合が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なくこれを提出し、本組合が行う調査に協力すること。

(事故発生時の義務違反)

第19条 共済契約者または被共済者が正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、本組合は次の金額を差引いて共済金を支払います。

- (1) 前条第1号に違反した場合は、防止軽減することができたと認められる額
 - (2) 前条第2号、第3号、第4号、第7号および第8号の規定に違反した場合は、それによって本組合が被った損害の額
 - (3) 前条第5号に違反した場合は、他人に損害賠償を請求することによって取得できたと認められる額
 - (4) 前条第6号に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額
2. 共済契約者または被共済者が、正当な理由がなく前条第2号、第3号、第4号、第8号の書類に故意に不実を記載またはその書類、証拠を偽造もしくは変造した場合には、本組合は、それによって本組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

(本組合の指定する医師による診断等)

第20条 本組合は、自損補償条項または搭乗者傷害条項に規定する共済金支払事由発生等の通知または共済金の請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他共済金の支払にあたり必要な限度において、共済契約者、被共済者または共済金請求権者に対し本組合の指定する医師が作成した診断書、死体検案書またはその他医学的検査の対象となった標本等の提出を求めることができます。

2. 前項の診断または死体の検案のために要した費用（収入の喪失を含みません。）は、本組合が負担します。

(他の共済契約または保険契約がある場合)

第21条 他の共済契約または保険契約がある場合であっても、本組合は、この共済契約により支払うべき共済金の額を支払います。

2. 前項の規定にかかわらず、他の共済契約または保険契約により優先して共済金または保険金が支払われる場合または既に共済金もしくは保険金が支払われている場合には、本組合は、それらの合計額を、次に掲げる額から差し引いた額に対してのみ共済金を支払います。

(1) 賠償責任条項に関しては、損害の額

(2) 車両条項に関しては、損害の額（注）

(3) 自損補償条項に関しては、それぞれの共済契約または保険契約において、他の共済契約または保険契約がないものとして算出した支払うべき共済金または保険金のうち最も高い額（各共済金ごとに区分して算出します。）

3. 第1項および前項の損害の額は、それぞれの共済契約または保険契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

4. 第1項の規定により、共済金を支払った場合においては、保険法（平成20年法律第56号）第20条（重複契約）第2項の規定により、他の共済者または保険者に対して求償するものとします。

(注) それぞれの共済契約または保険契約において、損害の額が異なる場合はそのうち最も高い額をいいます。

(共済金の請求)

第22条 本組合に対する共済金請求権は、次の時からそれぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。

(1) 賠償責任条項に関しては、被共済者が負担する法律上の損害賠償額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

(2) 自損補償条項に関しては、次に掲げる時

(イ) 死亡共済金については、被共済者が死亡した時

(ロ) 後遺障害共済金については、被共済者に後遺障害が確定した時

(ハ) 医療共済金については、被共済者が平常の生活もしくは業務に従事することができる程度になおった時、または事故の発生の日から160日を経過した時のいずれか早い時

- (ニ) 減収補償共済金ならびに臨時費用共済金については、被共済者が死亡した時または被共済者が60日以上入院した時
 - (ホ) 葬祭費用共済金については、被共済者の葬儀を共済契約者が行った時
 - (3) 車両条項に関しては事故発生の時
 - (4) 搭乗者傷害補償条項に関しては、次に掲げる時
 - (イ) 死亡共済金については、被共済者が死亡した時
 - (ロ) 後遺障害共済金については、被共済者に後遺障害が確定した時、または事故の発生の日から180日を経過した時のいずれか早い時
 - (ハ) 医療共済金については、被共済者が平常の生活もしくは業務に従事することができる程度になおった時または事故の発生の日から180日を経過した時のいずれか早い時
2. 共済金の支払を請求する場合は、次の各号の書類または証拠のうち、本組合が求めるものを本組合に提出しなければなりません。
- (1) 共済金の請求書
 - (2) 被害が生じた物の価額を確認できる書類、修理等に必要とする費用の見積書（既に支払がなされた場合はその領収書とします。）および被害が生じた物の写真（画像データを含みます。）
 - (3) 死亡に関して支払われる共済金の請求の場合は、死亡診断書または死体検案書
 - (4) 後遺障害に関して支払われる共済金の請求の場合は、後遺障害もしくは傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料
 - (5) 傷害に関して支払われる共済金の請求の場合は、傷害の程度を証明する医師の診断書またはレントゲン、MRI等の各種検査資料、治療等に必要とした費用の領収書
 - (6) 被共済者、共済金請求権者または損害賠償請求権者が死亡した場合は、被共済者、共済金請求権者または損害賠償請求権者の除籍および被共済者、共済金請求権者または損害賠償請求権者のすべての法定相続人を確認できる戸籍謄本
 - (7) 自損補償条項における減収補償共済金、臨時費用共済金を請求する場合は、第3号または第5号の規定に準ずる書類または証拠
 - (8) 自損補償条項における葬祭費用共済金を請求する場合は、被共済者の葬儀を共済契約者において行ったことが確認できる書類または証拠
 - (9) 公の機関が発行する交通事故証明書。ただし、提出できない相当な理由がある場合を除きます。
 - (10) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す示談書および損害賠償金の支払または損害賠償請求権者の承諾があったことを示す書類
 - (11) 盗難による損害の場合は、所轄警察官署が発行する証明書またはこれに代わるべき書類
 - (12) 前各号のほか、本組合が第23条（共済金の支払）に規定する事項の確認を行うために必要な書類または証拠
3. 本組合は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、共済契約者、被共済者または共済金請求権者に対して、前項に規定するもの以外の書類もしくは証拠の提出または本組合が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、本組合が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
4. 共済契約者、被共済者または共済金請求権者が、正当な理由がなく前項の規定に違反した場

合または第2項に規定する書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造し、もしくは変造した場合には、本組合は、それによって本組合が被った損害の額を差し引いて共済金を支払います。

5. 賠償責任条項第8条（費用－対人・対物）第2項の臨時費用の請求は、共済契約者を經由して行うものとします。

（共済金の支払）

第23条 本組合は、前条第2項の手続きを完了した日（以下この条において、「請求完了日」といいます。）からその日を含めて30日以内に、本組合が共済金を支払うために必要な次の各号に規定する事項の確認を終え、共済金を支払います。

- （1）共済金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害または傷害発生の有無および被共済者に該当する事実
- （2）共済金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、共済金が支払われない事由としてこの共済契約において規定する事由に該当する事実の有無
- （3）共済金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額または傷害の程度、事故と損害または傷害との関係、治療の経過および内容
- （4）共済契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この共済契約において規定する解除、取消、失効等の事由に該当する事実の有無
- （5）前各号のほか、他の共済契約等の有無および内容、損害について被共済者または共済金請求権者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無ならびに内容等、本組合が支払うべき共済金の額を確定するために確認が必要な事項

2. 前項に規定する確認をするため、次の各号に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、同項の規定にかかわらず、本組合は、請求完了日からその日を含めて次の各号に定める日数（複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。）を経過する日までに、共済金を支払います。この場合において、本組合は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被共済者または共済金請求権者に対して通知するものとします。

- （1）災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における前項各号の事項の確認のための調査 60日
- （2）前項第1号から第4号までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- （3）前項第3号の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- （4）前項第1号から第4号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査結果または調査結果の照会（弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。） 180日
- （5）前項各号の事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

3. 前各項に規定する確認に際し、共済契約者、被共済者または共済金請求権者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（必要な協力を行わなかった場合を含みます。）には、これにより確認が遅延した期間については、前各項の期間に算入しないものとします。
4. 被共済者または共済金請求権者から共済金の内払の請求がある場合で、本組合が承認した場合に限り、本組合の定める方法により共済金の内払を行います。その場合、本組合は、前各項の規定に従い共済金を支払います。

（直接請求権による請求および支払）

第24条 賠償責任条項第13条（損害賠償請求権者の直接請求権—対人）および賠償責任条項第15条（損害賠償請求権者の直接請求権—対物）の規定により、損害賠償請求権者が損害賠償額の支払いを請求する場合は、第22条（共済金の請求）および第23条（共済金の支払）の規定を適用します。

（審査請求）

第25条 共済契約者が共済金の認定について異議のある場合は、その決定通知書を受領した日から2週間以内に書面をもって、本組合に審査を請求することができます。

（代 位）

第26条 損害または費用が生じたことにより被共済者または共済金請求権者が損害賠償請求権その他の債権（共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。）を取得した場合において、本組合がその損害または費用に対して共済金を支払った場合は、その債権は本組合に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

（1）本組合が損害の額または費用の全額を共済金として支払った場合

被共済者または共済金請求権者が取得した債権の全額

（2）前号以外の場合

被共済者または共済金請求権者が取得した債権の額から、共済金が支払われていない損害の額または費用を差し引いた額

2. 前項第2号の場合において、本組合に移転せずに被共済者または共済金請求権者が引き続き有する債権は、本組合に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

3. 第1項または前項の損害賠償の請求が車両損害に関するものである場合は、本組合は正当な権利により共済契約自動車を使用または管理していた者に対しては、その権利を行使しません。ただし、損害が上記の者の故意または重大な過失による場合、上記の者が法令に定められた資格を持たないで共済契約自動車を運行している場合、酒気を帯びもしくは麻薬等を使用して共済契約自動車を運行している場合または自動車取扱業者（注）が業務として受託した共済契約自動車を使用または管理している間に生じた場合を除きます。

（注）自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運転代行業等自動車を取扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

(時効)

第27条 共済金請求権は、第22条（共済金の請求）第1項に定める時の翌日から起算して、3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

(直接請求権の行使期限)

第28条 賠償責任条項第13条（損害賠償請求権者の直接請求権—対人）および賠償責任条項第15条（損害賠償請求権者の直接請求権—対物）の規定による請求権は、次の場合にはこれを行行使することはできません。

- (1) 被共済者が負担する法律上の損害賠償責任額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定し、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時から3年を経過した場合
- (2) 損害賠償請求権者の被共済者に対する損害賠償請求権が時効によって消滅した場合

(訴訟の提起)

第29条 この共済契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

(準拠法)

第30条 この約款に規定のない事項については、日本国の法令によります。

附 則

1. この約款は、昭和54年10月24日から実施する。
2. この改正（第1章賠償責任条項第5条支払共済金の計算—対人、第2章自損補償条項第2条被共済者、第3条共済金を支払わない場合—1、第4条共済金を支払わない場合—2、第5条死亡共済金、第6条後遺障害共済金、第7条医療共済金、第8条支払共済金の競合、第10条減収補償共済金、第11条臨時費用等）は、昭和57年7月1日以降の契約にかかるものから実施します。
3. この改正（第1章賠償責任条項第2条、第3条共済金を支払わない損害、第3章一般条項第1条共済責任期間、第16条共済金の請求、別表短期掛金率）は、昭和58年7月5日から適用する。
4. この改正（第2章自損補償条項第5条死亡共済金、第6条後遺障害共済金、第7条医療共済金、第8条支払共済金の競合、別表1、第3章一般条項第4条通知義務、第4条の2共済契約自動車の譲渡、第4条の3共済契約自動車の入替）は、昭和59年7月1日から適用する。
5. この改正（第1章賠償責任条項のうち対物関係条項、第2章自損補償条項第6条後遺障害共済金、第7条医療共済金、第10条減収補償共済金、第11条臨時費用、別表3、第3章車両条項、第4章一般条項第1条共済責任期間、第4条通知義務、第8条解除、第9条追加共済掛金の請求、第10条共済掛金の返戻—無効の場合、第11条共済掛金の返戻—解除の場合、第12条事故発生時の義務、第13条事故発生時の義務違反、第15条他の保険契約がある場合、第16条共済

金の請求、第21条代位)は、昭和62年7月1日から適用する。

6. この改正(第2章別表1及び3)は、平成元年7月1日から実施する。
7. この改正(第2章自損補償条項第3条共済金を支払わない場合-1、第4章一般条項第5条管理義務)は、平成3年行政庁の承認の日から適用する。
8. この改正(第2章別表1及び3)は、平成5年7月1日から実施する。
9. この改正(第2章自損補償条項第1条組合の支払責任、第4条共済金を支払わない場合-2、第6条後遺障害共済金及び第7条医療共済金)は、平成8年7月1日から適用する。
10. この改正(第1条組合の支払責任、第2条組合の支払責任、第7条支払共済金の計算、第9条損害賠償請求権の直接請求権)は、平成9年7月1日から適用する。
11. この改正(第1章賠償責任条項第8条支払共済金の計算-対物)は、平成16年7月1日から適用する。
12. この改正(第1章賠償責任条項第9条組合による援助-対人・対物)、第10条組合による解決-対人、第10条の2組合による解決-対物、第11条損害賠償請求権者の直接請求権-対人、第11条の2損害賠償請求権者の直接請求権-対物)は平成17年7月1日から適用する。
13. この改正(第3章搭乗者傷害条項、第5章一般条項第16条共済金の請求)は平成19年6月29日(行政庁の承認の日)から適用し、搭乗者傷害共済特約(平成8年7月1日実施)は同日限り廃止する。
14. この改正(第1章賠償責任条項、第2章自損補償条項、第3章搭乗者傷害条項、第4章車両条項、第5章一般条項)は、平成22年4月1日以降共済期間が開始する契約から適用する。
15. この改正(第2章自損補償条項別表2-2(後遺障害等級表2-2)別表2-1以外の後遺障害)は、平成23年7月1日(行政庁の承認の日)から実施し、平成22年6月10日以降に発生した事故に適用する。
16. この改正(第5章一般条項第10条解除)は平成29年6月30日(行政庁の承認の日)から適用する。
17. この改正(第1章賠償責任条項、第2章自損補償条項、第3章車両条項、第4章搭乗者傷害補償条項、第5章一般条項)は、令和2年8月1日以降共済期間が開始する契約から適用する。
18. この改正(第1章賠償責任条項、第2章自損補償条項、第3章車両条項、第4章搭乗者傷害補償条項、第5章一般条項)は、行政庁の認可の日から施行し、令和5年8月1日以降共済期間が開始する契約から適用する。ただし、(第1章第10条第3項および第4項)の改正は、交協連との再共済契約締結後の令和5年10月1日から適用する。
19. この改正(第1章賠償責任条項)は、行政庁の認可の日から施行し、令和6年8月1日以降に発生した事故に適用する。

別表 短期掛金率

7 日迄	年掛金に対し	1 0 %	6 ヲ月迄	年掛金に対し	7 0 %
1 5 日迄	〃	1 5 %	7 ヲ月迄	〃	7 5 %
1 ヲ月迄	〃	2 5 %	8 ヲ月迄	〃	8 0 %
2 ヲ月迄	〃	3 5 %	9 ヲ月迄	〃	8 5 %
3 ヲ月迄	〃	4 5 %	10 ヲ月迄	〃	9 0 %
4 ヲ月迄	〃	5 5 %	11 ヲ月迄	〃	9 5 %
5 ヲ月迄	〃	6 5 %			